

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ！

県内のバス・電車の運賃割引制度が始まります。

～ 外出の際は、できるだけバス・電車を利用しましょう！ ～

1 対象者

写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）です。

写真が貼付されていない手帳では、割引を受けられません。

2 適用されるバス・電車

次のバスと電車に適用されます。

○産交バス	○熊本市営バス・電車	○熊本電鉄バス・電車
○熊本バス	○熊本都市バス	

・熊本～人吉線『高速バスひとよし号』および一部コミュニティバスでは適用されません。

3 割引運賃

運賃が半額になります。（ただし、定期券は3割引になります。）

- ・バス共通カードを利用する場合も割引が適用されます。
- ・小児運賃が適用される方で、精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方は、小児運賃が半額となります。
- ・割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。

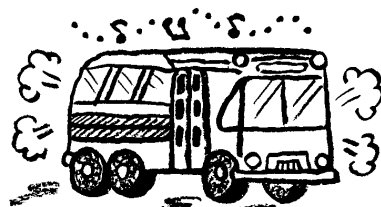
4 利用方法

運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真の貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。

バス共通カードをご利用になる場合は、運賃支払いの際に、事前に乗務員に申し出てください。

5 運用開始日

平成21年4月1日（水）から



6 問い合わせ先

熊本県障がい者支援総室	☎ 3 3 3 - 2 2 3 4（精神保健福祉班）
産交バス	☎ 3 2 5 - 0 1 0 0（産交バスサービスセンター）
熊本市営バス・電車	☎ 3 6 1 - 5 2 6 3（自動車課）・☎ 3 6 1 - 5 2 4 1（電車課）
熊本電鉄バス・電車	☎ 3 4 3 - 3 0 2 3（乗合課）・☎ 3 4 3 - 2 5 5 2（鉄道課）
熊本バス	☎ 3 7 0 - 8 2 1 5（管理課）
熊本都市バス	☎ 3 1 2 - 5 0 7 7（営業本部）